

令和5年度綾瀬市障害者就労施設からの物品等の調達推進方針

令和5年4月3日制定

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設で就労する障がい者の自立の促進に資するため、綾瀬市が毎年度行う物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

市の全ての組織

3 対象となる施設等

本方針の対象は、障害者優先調達推進法第2条第2項第1号に規定する次の施設とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

4 調達する物品等

綾瀬市が契約によって調達する物品等のうち、日用品類（小物雑貨、台所用品等）、食品類（パン、菓子等）、軽作業（箱詰め、袋詰め、タオルたたみ等）等、障害者就労施設が受注することが可能なもの

5 物品等の調達目標

障害者就労施設からの物品等の調達における目標を、前年度実績以上とする。

6 調達の推進方法

- (1) 市内の障害者就労施設で受注できる物品等について情報収集を行い、各所属

に対して情報提供を行う。

- (2) 物品等の調達について、障害者就労施設からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。
- (3) 物品等の調達について、障害者就労施設からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設に対し十分な説明に努める。
- (4) 障害者就労施設からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

7 方針及び実績の公表

- (1) 調達方針は速やかに市ホームページで公表する。
- (2) 調達実績は翌年度に取りまとめ、市ホームページで公表する。

8 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。